

和解書

（以下「甲」という）と麦島不動産株式会社（以下「乙」という）間の下記物件についての敷金返還請求事件に関し、本日次のとおり和解契約を締結する。

記

名古屋市 [redacted] 号室

1. 乙は甲に対し、敷金(100,000円)の返還義務のあることを認める。
2. 乙は甲に対し、前項の金員を平成23年1月30日限り、下記口座に振り込んで支払う。振込手数料は、乙の負担とする。

振込先	新生銀行	本店
	普通預金	[redacted]
	口座名義人	[redacted]

3. 甲乙間には、本和解条項に定めるほか、他に何らの債権債務も存在しないことを相互に確認する。

以上のとおり和解が成立したので、本和解契約の成立を証するために本書2通を作成し、署名捺印（記名押印）のうえ各自その1通を保管するものとする。

平成22年12月22日

甲 石川県 [redacted]
[redacted]
京都府京田辺市山手南2丁目1-4
ハチセンビル3号館303号
甲代理人 司法書士 長谷川 [redacted]
(認定番号 第213094号)

乙 [redacted]
名古屋市 [redacted]
[redacted]